会　議　記　録

１．会　　議　　令和８年度第１回酒田市障がい者差別解消支援地域協議会

２．日　　時　　令和８年７月２７日（月）１５時００分～１６時００分

３．場　　所　　酒田市役所　第一委員会室

４．出 席 者　　出席者名簿のとおり　委員１５名中１２名出席

５．会長あいさつ

６．協　　議　　会長　議事進行

（１）障がいを理由とする差別の解消に係る今年度の取り組み状況について（事務局説明）

（会長）

委員の皆さんから、ご意見、ご質問を伺いたい。

初めに、①心のバリアフリーについて、加盟店の中に、「耳が不自由な方でも簡単にタクシーを呼ぶことができるアプリ配車を導入済み」としているタクシー事業者がある。昨年（第１回）の協議会では、配車時のコミュニケーション方法について検討した事例があったが、このような対応を実施している事業者がいることは、利用者にとって大変心強い。

⑩遠隔手話通訳サービスの導入について、普段、役所の窓口であれば、ネット環境が整っていると思うが、避難所でもやはり同じことをするのであれば、ネット環境が必要になると思うが、その辺も徐々に整備していくのか。

（事務局）

避難所として指定になっているのが、コミュニティセンターと学校であり、避難所の場合はご自身の携帯でつなぐ形になるが、コミュニティセンターはWi-Fiが整備されている。先日、コミュニティセンターの会長会で、この遠隔手話サービスについて説明した際に、実際、以前の災害時には、回線が混雑して、繋がりにくいことがあったと伺った。そういったときの対応なども課題と考えている。

（委員）

昨年度と比べてもいろいろと新しい活動がされていると感じる。

避難所については、他の地域での取り組みを見たことがある。避難所としては、コミュニティセンターや小学校、中学校が利用されることが多く、福祉避難所も設けられていると思うが、福祉避難所が必ずしも発災直後から利用できるとは限らない。また、障がいのある方の中にも、福祉避難所の存在をご存じない方がいる。バリアフリー法の改正で小中学校のバリアフリー化が進められているが、例えば、障がいのある方が、実際に一般の避難所となる学校へ行き、不便な点を確認する避難訓練を、

生徒と一緒に実施すると、障がいへの理解が深まり、避難所のチェックもできるのではないかと思う。そのような取り組みを大変興味深く感じたため、酒田市においても、どこかの段階でご検討いただけるとありがたい。

（事務局）

２年前の大雨災害の際にも、「避難所に行きたいが、障がいのあるお子さんがいるため不安がある」というご相談を福祉課にいただいた。また、学校のバリアフリー環境は、それぞれの学校によって状況が異なるため、そのような環境を確認しながら、障がいのある方にもご参加いただき、学校と連携して、どのような避難訓練が実施できるのかを勉強し、検討しながら進めていければと考える。

（２）障がいを理由とする差別の解消に係る相談事案について（事務局説明）

（会長）

事案１から事案４まで説明があったので、事案をまたいだ意見でも結構だが、まずは事実確認も含め、順に進めたほうがよいかと思う。

それでは、事案１の期日前投票の場面に関する事案について、ご意見、ご質問等をお願いしたい。この事案では、「×」のジェスチャーの意図が本人に伝わらなかったかもしれないが、その後、職員に対応を引き継ぎ、投票を済まされたということでよいか。

（事務局）

はい、職員が代わって車いすを押して投票していただいたと聞いている。

（会長）

この事案は、その理由に納得できるかどうかという以前の、理由そのものが本人に伝えられていなかったという事案だと思うので、本人にしっかり伝わるような対応をお願いしたい。

続いて事案２の手話ができる職員の配置に関する件ついて、何かご意見、ご質問等をお願いしたい。

この事案では、たまたま職員が手話を使えたのか、それとも手話のできる職員を呼んで対応をしたのか。

（事務局）

この事案では、対応した職員が、たまたま手話を使うことができたケースであった。

補足すると、今年度からは、手話ができる職員を地域福祉課の兼務職員として配置している。手話による対応が必要な場合には、その職員が対応するような体制づくりに努めている。

（会長）

市民の方は様々な用件で来庁されるため、人的配置や研修の面から、全ての部署に手話ができる職員を配置することは難しいと考える。そのため、それぞれの職員が持つスキルを活用しながら、連携して対応していただくことが望ましいと考える。

(会長)

続いて事案３の指定難病のある方への対応に関する件について、ご意見、ご質問をお願いしたい。この事案では、職員の案内そのものが誤っていたわけではないが、一律の案内となっていたことから、相手の状況や状態に沿って、あるいはそこに配慮して対応していただきたいという要望と思うが、この事案に関してはいかがか。

いろいろな考えがあると思うが、コンビニでできる方は、やはりコンビニの方が便利だと思う方が、全体的には増えている。一方で、市役所に来る方には、何かしらコンビニでのサービス利用が苦手だったり、障がいの特性によって機械操作などがうまくできなかったりするなど、何かしらの事情がある方が多くいらっしゃるという印象がある。一般論ではあるが、その辺りについては配慮していただくとよいと思う。

(委員)

実際、コンビニでの手続きは面倒なところがある。機械は店の端の方にあり、障がいのある方、難病の方が店員さんを呼ぶということ大変自体難しいと思う。声をかけられない方もいらっしゃる。

(会長)

操作を教えてくれても店員が代わりにボタンを押していいのか、実行するのが店員でいいのかというということもある。コンビニでの手続きが難しいという方が一定程度いらっしゃるというご意見であり、配慮をお願いしたい。

(会長)

続いて事案４の駐輪場の件について、すでに全職員へ通知をするというコメントが、市の方からあったが、この事案についてはいかがか。

よく、スーパーマーケット等の駐車場には、障がいのある方が近くに車を駐車できるようにマークが出ているが、本質的には同じような議論だと思う。今現在はエリア分けなどあるか。

(事務局)

はい、お客様の駐輪場と職員の駐輪場は分けている。お客様は庁舎の近くに、職員は道路を挟んだ遠くに駐輪場を設けている。

(会長)

事案１から事案４までとおして、更に何かコメント等ある方は。

(委員)

聴覚障がいある方の事案があったが、ブラックボードのようなもので筆談することが喜ばれた。手話に慣れていないと、間違った場合にそのまま受け答えになってしまうことがある。実際に、これまでの体験から、ブラックボードのようなもので筆談するほうが、よほど丁寧に伝わると思う。

(事務局)

おっしゃるとおり、手話よりも筆談などを望まれる方もいらっしゃる。市役所の窓口には、お話しいただいたような筆談用の電子ボードを設置している。専用のペンで書いて、ボタンを押すと消せるようなもので、今後は、市役所の窓口だけでなく、例えば市のイベントや不在者投票の時などでも、そういったものが必要と考える。

（3）その他（情報交換）について

(委員)

相談事案の方に入るかもしれないが、障がい者手帳と介護認定のある方が熱中症のため救急車で運ばれた方がいた。その方との話の中で、以前、ご本人が庄内検診センターに連絡をしたところ、「車いすが一台しかないので事前に予約してください」と言われたとのことだった。また、勤労者福祉センターでも車いすが一台しかないということだった。公共施設の場合は、車いすを複数台置いておくというのが必要なのではないかということだった。公共施設の車いすの配置の確認をした方が良いのではないかと話されていた。

また、車いす利用者の方は、病院のほかに開業医を受診する機会も多いが、開業医では、下足の履き替えを必要とする場合が多く、下足の履き替えをしないで、そのまま入室できるところが少ないということだった。そこで、新たに開業する場合、履き替えを必要としないバリアフリー化を、市、または、医師会から推奨していただければという話を聞いてきた。

(会長)

お話しいただいた状況を医師会のほうへお伝えする。確認させていただくと、予約が必要だということも不便であり、その理由が、「車いすが一台しかないから」ということで、もう少し充実した体制にしてほしいということか。

開業医で靴の履き替えが必要なところがどれくらいあるかというデータは見たことがない。私自身は10年前に病院を建て替える前は靴の履き替えだったが、建て替えを機にそれをやめた。履き替えがあるところは段差があるところが多い。新しいところは比較的靴の履き替えないのかなと思うが、実際のところは話を聞いてみないとわからない。

(事務局)

車いすの配置については、公共施設を安心して利用していただくために、現状、車いすがどのくらい配置になっているのかなどを調べながら、足りていないところについては、関係課とと話をしながら検討していきたいと考える。新たな開業をする際のバリアフリー化についても、このような課題があることを健康課と共有していきたい。

(委員)

金融機関に行って車いすがあるかを尋ねると、中から車いすを持ってきて、いつも使えるような状態になっていないところもみられる。

(会長)

以前、バリアフリーのマップを見られるようなアプリがあったように思うが、そちらの方を周知するということもあると思う。

（事務局）

オリパラの時に、WheeLog というアプリに、バリアフリー情報を入れた経緯がある。そちらの方を新しい情報に更新する取り組みを行いながら周知していきたい。

（委員）

バリアフリー加盟店に、施設の方も募集してはどうかと思う。先日、米沢で開催されたボウリング大会に行った際に、途中、10 数名の障がい者と親たちが昼食をとれるところがなかった。私は特養を経営しているが、そのような施設には、大広間や介護用のトイレなどもある。社会福祉法人で大きめの施設だと、立ち寄ってもらうことも可能だと思う。心のバリアフリーの加盟店に加えて、今後、施設の方も募集してはどうかと思う。

それから、福島の石炭恐竜博物館と宮城の埋没林のある博物館などに行った際に、障がい者本人と付き添いの人は、無料となっていた。福島と宮城の公共的な博物館などはそのようになっているようであり、障がい者に優しいまちという印象を受けた。博物館、美術館というのは、地元の方も行くが、県外の方も、「体験をさせたい」、「見せたい」ということで、よく来るところでもある。本市においても、公共的な美術館などについては、障がい者ご本人とその付き添いの方の入場料は無料でよいのではないかと思う。そうすることで、外から来る方からも楽しんでいただいて帰ってもらい、酒田市としても「やさしいまち」という評価を得ることができるのではないかと思う。このことにつてもご検討いただきたい。

（事務局）

公の施設の減免の考え方についてお答えをしたいと思う。施設の使用料というのは、市の特定の部署が数年に 1 回全庁的に見直しをしており、その使用料の見直しとともに、減免の基準についても、全庁的に見直しをしている。酒田市の場合は障がい者の方に対しては、半額の減額、付き添い者 1 人というのが、すべての施設で指針として定められているため、いただいたご意見は、機会があるときに、当課の方からご提案はしていきたいと思うが、今のところ、市の全体の方針としては、半額減免となっている。ご意見があったことは、今後の使用料の見直しの際に、庁内で共有していきたい。

（事務局）

心のバリアフリー加盟店について、現状では、店舗などを中心に登録いただいているが、ご提案いただいたように、施設の方にもぜひお声掛けをしていきたい。施設の方から、対応できることを登録の際に記載していただき、それをできるだけ皆さんに伝わるような形で PR していきたいと思う。

今後、施設の方もお声掛けさせていただき、障がいのある方が利用しやすいよう周知していきたい。

（委員）

2 年ほど前に、私ども知的障がい者福祉大会の県大会を、東北公益文科大学の公益ホールで開催した。公益ホールは酒田市の教育委員会の管轄ということで、料金的に低い負担で借りることができた。今年度、同大学が公立化されたが、今後、再度、県大会が酒田にやってくることもあり得るため、同じような形でご配慮いただけるか。

（事務局）

当公益ホール（酒田市公益研修センター）については、市の施設であるためこれまでと同じ基準になる。おそらく公共的団体が福祉目的のために利用するときということで、減免基準が適用されたと思う。